



令和3年10月4日  
MFJモトクロス委員会

## MFJモトクロス公認競技会におけるオンボードカメラの使用について

MFJモトクロス競技会におけるオンボードカメラの車両取り付けについて、MFJモトクロス委員会において審議され以下の通り承認されました。

実際の使用にあたっては、下記の事項の順守を条件とし、大会ごとに申請書兼誓約書（別紙）を提出の上、必ず車検にて最終的に使用許可を得るものとします。

許可された車両は、当該競技会における公式練習・予選・決勝にてカメラ使用を許可されたものとします。

※ライダー（ヘルメットおよびウェア、ブーツ等）へのカメラの装着は競技規則通り禁止です。

### <使用に関する遵守事項>

- ◆ 当該競技会に出場を認められたライダーが使用する車両に対してのみカメラの取り付けを許可する。

取り付け可能位置は、フロントフェンダー上またはリアフェンダー上、およびフロントゼッケン後部（ハンドルバーとの間。ただしハンドルバーパッドの高さを超えない範囲）のみとし、脱落の危険性がないようボルト固定する（またはそれに準ずる固定方法）こと。これ以外の部分への取り付けは一切認められない

※カメラケースからカメラが脱落しないように対策すること。

- ◆ カメラ使用にあたっては、専用の申請書（誓約書）に記入、署名の上、選手受付時に提出すること。その上で、カメラを取り付けた状態で車検を受け、当該競技会主催者から使用を認められなければならない。
- ◆ 使用するカメラは非粉碎物質のものとし、万一脱落や破損等が発生した場合でも、他の競技者に支障をきたさないものであること。
- ◆ 競技中のカメラ脱落に伴う破損や故障、それに起因する一切のアクシデントに対し、全責任は申請者本人が負うものとする。
- ◆ 機材はすべて装着するライダー個人の責任下において管理する。
- ◆ 競技会における音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する著作権および肖像権は、MFJおよび当該競技会主催者に帰属することを理解し、撮影された映像の使用は、個人使用の範囲のみとする。また、誹謗・中傷・競技運営上の妨げにつながる事項への使用は一切しない。
- ◆ 競技において、エントラントの準備する機器において収集されたデータ・映像を基とする抗議は一切行わない。

※ 上記の条件に違反した場合は、罰則の対象となる場合があります。

※ 主催者から使用中止の要請があった場合は、理由を問わず、速やかに主催者の指示に従って下さい。

以上